

日行連発第1210号
平成26年1月16日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
第一業務部
部長 矢野 浩司

「経営者保証に関するガイドライン」について（周知依頼）

今般、金融庁より、平成26年2月1日より適用となる「経営者保証に関するガイドライン」についての周知依頼がありました。

本ガイドラインは、中小企業の経営者保証に関する契約時及び履行時等における中小企業、経営者及び金融機関による対応についての中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則として、策定・公表されたものです。

本ガイドラインには、『保証契約時等の対応』として、(1)中小企業が経営者保証を提供することなく資金調達を希望する場合に必要な経営状況とそれを踏まえた債権者の対応、(2)やむを得ず保証契約を締結する際の保証の必要性等の説明や適切な保証金額の設定に関する債権者の努力義務、(3)事業承継時等における既存の保証契約の適切な見直し等について規定されています。

また、『保証債務の整理の際の対応』として、(1)経営者の経営責任の在り方、(2)保証人の手元に残す資産の範囲についての考え方、(3)保証債務の一部履行後に残った保証債務の取扱いに関する考え方等について規定されています。

つきましては、同文書を別添のとおり送付いたしますので、所属会員各位へ周知くださいますようお願ひいたします。

<別添資料>

「経営者保証に関するガイドライン」について

<参考 URL>

金融庁 HP : <http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20131209-1.html>

日本商工会議所 HP : <http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>

全国銀行協会 HP : <http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/12/05140000.html>

以 上

「経営者保証に関するガイドライン」について

I. ガイドライン策定の背景・経緯

- ・中小企業の経営者による個人保証については、思い切った事業展開や早期事業再生を阻害する要因となっているなど、様々な問題が存在
- ・本年6月の「日本再興戦略」において、法人の事業資産と経営者個人の資産が明確に分離されている場合等、一定の条件を満たす場合には保証を求めないことや、履行時に一定の資産が残るなど早期事業再生着手のインセンティブを与えること等のガイドラインを、本年ができるだけ早期に策定することを明記
- ・本年8月に設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」において、検討を進めてきたところ、12月5日にガイドラインを公表
- ・ガイドラインは、平成26年2月1日から適用（準備体制が整った金融機関には先行適用）

II. ガイドラインの概要

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

(1) 主債務者が経営者保証を提供せずに資金調達を希望する場合は、以下のような経営状況である必要

- 業務、経理、資産等に關し、法人と経営者の関係を明確に区分・分離
- 財務状況や経営成績の改善を通じた返済能力の向上等による信用力の強化
- 債権者に対し、財務状況に関する信頼性の高い情報を開示・説明

(2) 債権者は、経営者保証の機能を代替する融資手法のメニュー¹を充実し、(1)の経営状況等が将来に亘り維持されると見込まれる場合は、融資判断の中で、経営者保証を求めない可能性や、代替的な融資手法を活用する可能性を検討

2. 経営者保証の契約時の債権者の対応

やむを得ず保証契約を締結する場合等においては、以下の対応に努める

(1) 主債務者や保証人に対して、保証契約の必要性、必要性が解消された場合の保証契約の変更・解除等見直しの可能性等について丁寧かつ具体的に説明

(2) 適切な保証金額の設定

- 形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主債務者の信用状況等を総合的に勘案して設定
- 保証債務の整理に当たり、保証履行請求額に一定の基準日以降の保証人の収入は含まないなどの適切な対応を誠実に実施する旨を保証契約に規定

¹ 停止条件又は解除条件付保証契約、A B L等

「経営者保証に関するガイドライン」の概要

I. 保証契約時等の対応

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

(1) 保証を提供せずに資金調達を希望する場合は以下の経営状況が必要

➢ 法人と経営者の関係を明確に区分・分離

➢ 財務状況や経営成績の改善を通じた返済能力の向上等による信用力の強化

➢ 信頼性の高い情報をおこなう債権者に開示・説明

(2) 債権者は、保証の機能を代替する融資手法(注1)のメニューを充実

(注1) 停止条件又は解除条件付保証契約、ABL等

(3) 上記の経営状況等が将来に亘り維持されると見込まれる場合、
保証を求めない融資や代替的な融資手法を活用する可能性を検討

3. 既存の保証契約の適切な見直し

保証契約の見直しの申入れ時には、主債務者、保証人及び債権者は上記 1. や 2. に即して対応するが、特に事業承継時に以下のように対応

(1) 主債務者や保証人は、経営者交代の事業への影響を説明するなど債権者の情報開示要請に適切に対応

(2) 債権者は、後継者に当然に保証債務を引き継がせず、必要性を改めて検証。前経営者との保証契約の解除についても適切に判断

2. 経営者保証の契約時の債権者の対応

2. 経営者保証の契約時の債権者の対応

やむを得ず保証契約を締結する場合、以下の対応に努める

(1) 主債務者や保証人に、保証契約の必要性、必要性が解消された場合の保証契約の変更・解除等見直しの可能性等を丁寧かつ具体的に説明

(2) 適切な保証金額の設定

➢ 形式的に保証金額を融資額と同額とせず、保証人の資産及び

収入の状況等を総合的に勘案して設定

➢ 保証履行請求額に一定の基準日以降の保証人の収入は含まない、などの適切な対応を誠実に実施する旨を保証契約に規定

II. 保証債務の整理手続(注2)を原則利用

1. 経営者の経営責任の在り方

一律かつ形式的に経営者の交代は求めず、経営者の帰属性や経営資質、事業再生への影響等を総合的に勘案し、経営者が引き続き経営に携わることに経済合理性が認められる場合には、これを許容

2. 保証債務の履行基準(残存資産の範囲)

➢ 残存資産の範囲の決定に際し、保証人の履行能力、保証人の経営責任や信頼性、破産手続の自由財産の考え方との整合性等を総合的に勘案

➢ 保証人は、自らの資力の情報開示、表明保証を行い、支援専門家が情報の正確性を確認

➢ 債権者は、保証人の要請を受け、回収見込額の増加額(注3)を上限として、経営者の安定した事業系統、事業清算後の新たな事業の開始等のため一定期間の生計費に相当する額や審査でない自己等を残存資産に含めることを検討

➢ 事業継続に必要な資産は、保証人から法人に譲渡し、保証債務の返済原資から除外

3. 保証債務の一部履行後に残存する保証債務の取扱い

保証人が表明保証した資力が事実に反した場合は追加弁済する旨の契約締結等の要件が充足されれば、債権者は残存する保証債務の免除に誠実に対応

4. その他

(1) 債務整理を行った保証人の情報は、信用情報登録機関に報告、登録しない (2) 平成26年2月1日より適用(準備体制が整った金融機関には先行適用)

(注2) 中小企業再生支援協議会、事業再生ADR、私的整理ガイドライン、特定調停等利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続

(注3) 破産手続に至らなかつたことや、早期の清算手続の劣化防止が図られたことに伴う回収見込額の増加額

経営者保証に関するガイドラインQ&Aの主な概要

[平成25年12月5日公表]

I. 保証契約時の対応 一 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

中小企業が、保証を提供せずに資金調達を希望する場合は、以下のような対応が求められる

1. 法人と経営者の関係の明確な区分・分離

- ・本社、工場等の事業用資産は法人所有とすることが望ましい。資産の処分が契約において制限されている場合や、自宅兼店舗等で明確な分離が困難な場合には、適切な質料を支払う。
- ・事業上の必要性が認められない法人から経営者への貸付は行わない、個人として消費した費用(飲食代等)について法人の経費処理としない。
- ・取締役会の適切な牽制機能の発揮等による社内管理体制の整備、「中小企業の会計に関する基本要領」等に掲つた信頼性のある計算書類の作成

⇒こうした対応状況についての公認会計士、税理士等の外部専門家による検証の実施と、対象債権者に対する検証結果の適切な開示が望ましい

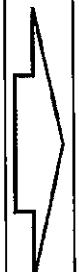
金融機関等の対応

「内外からのがバナスが十分働いている場合」

「経営者保証を求める可能性の検討」

代替的な融資手法(注1)の活用の検討

(注1)停止条件又は解除条件付保証契約等



「内外からのガバナンスが十分ではない場合」

代蓄的な融資手法(注1)の活用の検討

(注1)停止条件又は解除条件付保証契約等

II. 保証債務の整理手続 一 保証債務の履行基準(残存資産の範囲)

>保証人の手元に残る資産

- 破産手続における自由財産(現金99万円や差押禁止財産等破産財団に属しないとされる財産)
- 経営者たる保証人による早期の事業再生等の着手の決断に対し、債権者は(主たる債務と保証債務を合算した)回収見込額の増加額(注2)の範囲内で、上記の自由財産に加えて、安定した事業継続等のため、「一定期間の生計費」や「華美でない自宅」等を残存資産に含めるなどを検討(ただし、主たる債務の整理手続の終結後に保証債務の整理手続を開始したときは、この限りでない)。

<残存資産検討の目安>

- ▷一定期間の生計費に相当する現預金:「一定期間」 ⇒ 履用保険の給付期間(90日～330日)の考え方を参考
「生計費」 ⇒ 1月当たりの「標準的な世帯の必要生計費」として民事執行法施行令で定める額(33万円)
- ▷ 華美でない自宅: 安定した事業継続等に必要な場合 ⇒ 残存資産に含めることを検討
上記に該当しない場合 ⇒ 当分の間住み続けられるよう、処分換価の代わりに、当該資産の公正な価額から担保権者等への優先弁済額を控除した金額の分割弁済を許容